

## 浜松市一般介護予防事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第2号に規定する事業について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)の例による。

### (事業の種類及び内容)

第3条 事業の種類及び内容は、別表第1のとおりとする。

### (事業の実施)

第4条 市長は、一般介護予防事業の実施について、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める者に委託することができる。

### (対象者)

第5条 事業の対象者は、市内に住所を有する者で、法第9条第1項に規定する介護保険の第1号被保険者及びその者の支援のための活動に関わる者とする。

### (費用の負担)

第6条 市長は、一般介護予防事業において実費が生じるときは、利用者に対して実費を負担させることができる。

### (利用の中止等)

第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、一般介護予防事業の利用を一時中断し、又は中止させることができる。

- (1) 健康状態に変化が見られ、一般介護予防事業の利用が適当でないと認められるとき。
- (2) 医師から一般介護予防事業の利用について中止の指導があったとき。
- (3) その他一般介護予防事業の利用を継続することが困難であると認められるとき。

### (関係機関との連携)

第8条 市長は、事業を実施するに当たり関係する機関との連携を図り、対象者に対する支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

### (その他事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

一般介護予防事業	事業の内容	実施する事業
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業	介護予防推進事業
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及及び啓発を行う事業	自立体力診断事業
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成又は支援を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロコモーショントレーニング事業</li> <li>・口腔ケア・栄養改善支援事業</li> <li>・自主活動支援事業</li> <li>・ささえあいポイント事業</li> </ul>
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組の機能を強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議及び住民運営の通いの場へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業	地域リハビリテーション活動支援事業